

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年7月10日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件及び数量

鳥取県土砂災害警戒情報システム整備業務 一式

### (2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県内の雨量観測局からの情報を電子的に記録し、保存し、及び処理し、鳥取地方気象台との連携による土砂災害警戒情報を市町村、県民等へ提供することにより、土砂災害防止の推進に資する信頼性の高いシステム（以下「土砂災害警戒情報システム」という。）を構築するものである。

なお、落札者は、次の業務を行ふものとする。

ア 土砂災害警戒情報システムの開発

イ 土砂災害警戒情報システムの稼動に必要な機器の納入

ウ 関連する県土整備部関連部署のシステム改良

### (3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (4) 履行期間

契約の日から平成20年2月29日まで

### (5) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部治山砂防課 他

### (6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成19年7月10日（火）から同年8月20日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成19年7月10日（火）から同年8月20日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務の情報処理サービスに係るもの有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年7月24日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 平成13年4月1日以降に国又は都道府県が発注した土砂災害警戒情報に係るシステムの構築に係る業務を受注し、完遂した実績を有していること。

カ 本業務を遂行できる主任技術者1名、担当技術者1名及び照査技術者1名（合計3名で、それぞれ兼任はできない。）を配置することが可能で、主任技術者はソフトウェア開発技術者資格（経済産業省国家資格）又はこれと同等以上の資格を有すること。

キ カの技術者のうち1名以上が平成13年4月1日以降に国又は都道府県が発注した土砂災害警戒情報に係るシステムの構築に関する業務を担当し、完遂した実績を有していること。

ク この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ケ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)の才に該当すること。

ウ 共同企業体において(1)のカ及びキの要件を満たす技術者3名を配置できること。

エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きいものが代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

ク 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部治山砂防課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部治山砂防課企画調査係

電話0857-26-7819

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は、平成19年7月10日（火）から同年8月3日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/chisansabou/nyusatsujouhou.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成19年7月10日（火）から同年8月3日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年8月20日（月）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）  
鳥取県県土整備部入札室（鳥取県庁本庁舎5階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び2の競争入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4の(1)の場所に平成19年8月3日（金）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 8 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

### (1) Nature and quantity of service to be required:

Warning Information System for sediment-related disasters for Tottori Prefectural Government:

1 set

(2) August 3, 2007 5 : 00 PM : Time—limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 20, 2007 2 : 00 PM : Time—limit for submission of tenders

(4) Contact Point for the notice : Office of Afforestation and Erosion control Division, Tottori Prefectural Government 1—220 Higashi—machi Tottori—shi 680—8570 Japan TEL : 0857—26—7819